

重度の障害がある人へ

特別障害者手当

などを支給します

重度の障害がある人で、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、特別障害者手当などを受給できます。

手当の種類	支給額 (月額)
① 特別障害者手当	2万6,620円
② 障害児福祉手当	1万4,480円
③ 特別児童扶養手当	1級 5万1,100円
	2級 3万4,030円
④ 富士市重度心身障害児福祉手当	1万円
⑤ 富士市重症心身障害者等介護手当	5,000円

① 特別障害者手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害(※1)があり、日常生活において常に特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

- ① 重度の障害が2つ以上ある(内部障害の重複は1つの障害として扱われます)
- ② 重度の障害が1つあり、ほかの障害(身体障害者手帳3級、知的障害IQ35以下または精神障害)が2つ以上ある
- ③ 重度の障害が1つあり、その障害のため日常生活(動作)において常に特別な介護が必要

② 障害児福祉手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害(※1)があり、日常生活において常に介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ① 重度の障害が1つ以上ある
- ② 知的障害(IQ35以下)と身体障害(身体障害者手帳2級)の合併障害

③ 特別児童扶養手当

対象／身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- 手当1級に該当する子ども
 - ① 身体障害者手帳1・2級または3級の1部(※2)
 - ② 療育手帳の障害の程度がA
- 手当2級に該当する子ども
 - ① 身体障害者手帳3級または4級の1部(※3)
 - ② 知的障害でIQ50以下

④ 富士市重度心身障害児福祉手当

対象／特別児童扶養手当1級該当者で所得制限により受給できない保護者

⑤ 富士市重症心身障害者等介護手当

対象／次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1・2級の障害者と同居して常に介護している人
- ② 身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の知的障害が重複している人と同居して常に介護している人

※1 身体障害者手帳個別の障害が1級(視覚・聴覚障害は2級まで)、知的障害でIQ20以下、重度の精神障害(手帳1級)

※2 下肢障害において、両足首から欠くもの

※3 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

★IQ…知能指数



手当には支給制限があります

特別障害者手当・障害児福祉手当
・特別児童扶養手当

- 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- 施設に入所しているとき
- 3か月以上入院しているとき
(特別障害者手当のみ)

富士市重度心身障害児福祉手当

- 施設に入所しているとき
- 特別児童扶養手当を受けているとき

富士市重症心身障害者等介護手当

- 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、障害基礎年金を受けているとき
- 生活保護を受けているとき
- 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- 身体障害と知的障害が重複している人は支給制限がありません。

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります。

手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、障害福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課

☎(55)27169 ☎(55)0151

✉fu-yougai@div.city.fuji.shizuoka.jp